

社会福祉法人しが夢翔会
役員及び評議員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人しが夢翔会（以下「法人」という。）の役員（理事・監事以下役員とする）及び評議員。また、法人が必要に応じて依頼する外部委員等に対して支給する報酬および費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第 2 条 役員及び評議員。その他、外部委員等の報酬の内容は別表のとおりとする。

2 日額報酬を受ける者にあつては、職務に従事した都度支給する。

3 法人内で給与を支給されている者には支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 役員及び評議員、外部委員等が理事会、評議員会、その他の会議に出席、または法人が必要とする委員会等に、出席の事実があれば報酬および費用を弁償する。

2 これらの役員及び評議員が理事長の命令を受けて、法人業務のために研修出張したときは、その費用を弁償する。

3 報酬および費用弁償は、交通費等も含む額とする。但し県外になる部分には別途実費交通費を支給する。

(改 正)

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

別 表（第2条、第3条関係）

区 分	報 酬 内 容
<p>理事 監事</p>	<p>1、一会計年度の役員支給額は、総額を事業総収入の1%を超えない範囲で支給する。</p> <p>2、理事・監事（監事は監事監査実施当日も含む）、出席の都度（源泉徴収後）5000円の定額とする。この報酬の中には交通費を含むものとする。</p> <p>3、但し、県外の研修・会合等で法人代表として出席された場合は、研修費、交通費等を含め実費を費用弁償する。</p>
<p>評議員</p>	<p>1、一会計年度の支給額は、定款に定める総額を超えない範囲で支給する。</p> <p>2、評議員会の出席の都度（源泉徴収後）5000円の定額とする。この報酬の中には交通費を含むものとする。</p> <p>3、但し、県外の研修・会合等で法人代表として出席された場合は、研修費、交通費等を含め実費を費用弁償する。</p>
<p>外部委員等</p>	<p>1、特別委員会等への出席の都度、報酬は（源泉徴収後）5000円の定額とする。この報酬の中には交通費を含むものとする。</p> <p>2、但し、県外の研修・会合等で法人代表として出席された場合は、研修費、交通費等を含め実費を費用弁償する。</p>